

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	水縄地域 (森部、石垣、大井、二田、益永、麦生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 12月3日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために新規就農者の確保・育成が急務である。</p> <p>当地区は、久留米市内唯一の中山間地域であり、住民の流出、営農廃止など地域コミュニティの維持が重要となっている。</p> <p>地域全体で農地を利用していく仕組みの再構築が重要であり、特にブドウ・柿のほ場の荒廃が進行しているため、新たな担い手を確保していく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者：474人、 団体経営体(法人・集落営農組織等)5経営体 主な作物：ぶどう、柿、水稻、植木</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の特産物である果樹(ぶどう、柿)について、積極的な高性能農業機械の導入推進を継続する。水稻はDX化によるスマート農業の導入を進めることによる農作業の効率化と規模拡大を図る。</p> <p>特に果樹農地については、改植時期を迎えている観光農園及び担い手がなく廃園する農家が増加しているため、地域内外から農地を利用する者を確保し、栽培技術の伝承と新たな果樹品種等の導入を検討していく必要がある。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	464.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	464.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地集約化・集積化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや普及センター等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集していかなければならないが、特に果樹に特化した栽培技術の継承や観光農園の確保を目的に面的な育成を行っていく必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②耳納連山れんげ米等、地域特産物の米を対象に有機農業への切り替えを段階的に進め、水縄地区において地域ブランドの推進を行う。